

各 位

会 社 名 株式会社ポピングスホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役会長 中 村 紀 子
 (コード番号: 7358 東証)
 問い合わせ先 取締役管理本部長 田 中 博 文
 TEL. 03-3447-1811

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年11月16日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,100,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定 (2020年12月2日開催予定の取締役会で決定)
ただし、引受価額 (引受人より当社に支払われる金額) が募集株式の払込金額を下回る場合は、本新株式発行を中止する。 |
| (3) 発行価格 | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件により需要状況等を勘案の上、2020年12月11日に決定する) |
| (4) 払込期日 | 2020年12月18日 (金曜日) |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 募集方法 | 発行価格による一般募集とし、大和証券株式会社に全株式を買取受けさせる。 |
| (7) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格と引受価額との差額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、発行価格と同時に決定する。 |
| (8) 申込期間 | 2020年12月14日 (月曜日) から
2020年12月17日 (木曜日) まで |
| (9) 申込株数単位 | 100株 |
| (10) 株式受渡期日 | 2020年12月21日 (月曜日) |

ご注意:

この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

なお、「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。また、本記者発表文に記載されている当社の計画、見積もり、予想その他の将来情報については、本記者発表文の作成時点における当社の判断又は考えに過ぎず、実際の当社の財政状態、経営成績その他の結果は、経済状態の変化、市場環境の変化及び他社との競合等により、本記者発表文から推測される内容と大きく異なることがあります。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (11) 募集株式の払込金額及びその他募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 ①引受人の買取引受による売出し分
当社普通株式 1,100,000 株
- ②オーバーアロットメントによる売出し分
当社普通株式 上限 487,500 株
- (2) 売出人及び売出株式数 ①引受人の買取引受による売出し分
東京都港区
中村 紀子 1,300,000 株
東京都港区
轟 麻衣子 400,000 株
東京都大田区
森 榮子 190,000 株
京都府京都市右京区
杉本 五十洋 80,000 株
東京都港区
轟 怜大 75,000 株
東京都港区
轟 有紗 75,000 株
神奈川県鎌倉市
中村 靖 30,000 株
- ②オーバーアロットメントによる売出し分
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社 上限 487,500 株
- (3) 売出価格 未定 (2020年12月11日に決定される予定)
なお、上記1.における公募による募集株式発行の発行価格と同一とする。
- (4) 売出方法 ①引受人の買取引受による売出し分
売出価格による一般向けの売出しとし、大和証券株式会社、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社及びSMB日興証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
②オーバーアロットメントによる売出し分
上記1.における公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに関連して、かかる募集及び当該売出しの需要状況を勘案の上、大和証券株式会社が、当社株主から借受ける当社普通株式を追加的に売出すものとする。なお、オーバーアロットメントによる売出しは、需要状況により一部又は全部につき行わない場合がある。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、売出価格と引受価額(引受人より売出人に支払われる金額)との差額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は、上記1.における

ご注意: この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。また、本記者発表文に記載されている当社の計画、見積もり、予想その他の将来情報については、本記者発表文の作成時点における当社の判断又は考えに過ぎず、実際の当社の財政状態、経営成績その他の結果は、経済状態の変化、市場環境の変化及び他社との競合等により、本記者発表文から推測される内容と大きく異なることがあります。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

る公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。

- (6) 申込期間 上記1.における公募による募集株式発行の申込期間と同一とする。
- (7) 申込株数単位 上記1.における公募による募集株式発行の申込株数単位と同一とする。
- (8) 株式受渡期日 上記1.における公募による募集株式発行の株式受渡期日と同一とする。
- (9) 上記1.において定める公募による募集株式発行が中止された場合には、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのいずれも中止される。なお、前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による募集株式発行の件

(「2. 株式売出しの件」におけるオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資)

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 487,500株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (2020年12月2日開催予定の取締役会で決定)
なお、上記1.における公募による募集株式の払込金額と同一とし、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による募集株式発行を中止するものとする。
- (3) 割当価格 未定
なお、上記1.における公募による募集株式発行の引受価額と同一とする。
- (4) 払込期日 2020年12月28日(月曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当先及び割当株式数 大和証券株式会社 487,500株
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) その他本第三者割当による募集株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (9) グリーンシューオプション行使の通知のない株式については、発行を行わないものとする。
- (10) 上記2.において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による募集株式発行も中止する。

以上

ご注意:

この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。また、本記者発表文に記載されている当社の計画、見積もり、予想その他の将来情報については、本記者発表文の作成時点における当社の判断又は考えに過ぎず、実際の当社の財政状態、経営成績その他の結果は、経済状態の変化、市場環境の変化及び他社との競合等により、本記者発表文から推測される内容と大きく異なることがあります。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募集株式数 当社普通株式 1,100,000 株

売出株式数 ①引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 2,150,000 株
②オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限 487,500 株

(2) 需要の申告期間 2020年12月4日(金曜日)から
2020年12月10日(木曜日)まで

(3) 価格決定日 2020年12月11日(金曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定します。)

(4) 申込期間 2020年12月14日(月曜日)から
2020年12月17日(木曜日)まで

(5) 払込期間 2020年12月18日(金曜日)

(6) 株式受渡期日 2020年12月21日(月曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、大和証券株式会社が追加的に行う売出しえあります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主から借受ける株式であります。

これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、2020年12月23日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2020年11月16日開催の当社取締役会において、大和証券株式会社を割当先とし、払込期日を2020年12月28日とする当社普通株式487,500株の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っています。大和証券株式会社は、当社株主から借受けた株式を、グリーンシューオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

大和証券株式会社は、上場日（2020年12月21日）から2020年12月23日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資に

ご注意: この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。また、本記者発表文に記載されている当社の計画、見積もり、予想その他の将来情報については、本記者発表文の作成時点における当社の判断又は考えに過ぎず、実際の当社の財政状態、経営成績その他の結果は、経済状態の変化、市場環境の変化及び他社との競合等により、本記者発表文から推測される内容と大きく異なることがあります。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

おける最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	8,680,000株
公募増資による増加株式数	1,100,000株
公募増資後の発行済株式総数	9,780,000株
第三者割当増資による増加株式数	487,500株 (注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	10,267,500株 (注)

(注) 第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「3. 第三者割当による募集株式発行の件」の募集株式数の全株に対し大和証券株式会社からグリーンシーオプション行使の通知があり、発行がなされた場合の数値です。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行により調達する手取概算額 3,106 百万円及び第三者割当増資による募集株式発行の手取概算額上限 1,389 百万円については、株式会社ポピンズホールディングスの基幹システム開発資金として 296 百万円（2021 年 12 月期：296 百万円）、借入金の返済資金として 2,014 百万円（2020 年 12 月期：412 百万円、2021 年 12 月期：1,262 百万円、2022 年 12 月期：339 百万円）、連結子会社の株式会社ポピンズへの投融資資金として 1,968 百万円、株式会社ウイッシュへの投融資資金として 215 百万円に充当する予定であります。

上記調達資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,850 円）を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していく予定であり、期末配当の年 1 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応えるサービス体制を強化し、さらには、IT開発及びグローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

ご注意:

この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。また、本記者発表文に記載されている当社の計画、見積もり、予想その他の将来情報については、本記者発表文の作成時点における当社の判断又は考えに過ぎず、実際の当社の財政状態、経営成績その他の結果は、経済状態の変化、市場環境の変化及び他社との競合等により、本記者発表文から推測される内容と大きく異なることがあります。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的な増加策

今回の募集及び売出し後、積極的に株主への利益の還元を実施していく予定ですが、具体的な内容につきましては、今後検討する予定であります。

(4) 過去2決算期間の配当状況

回次	第3期	第4期
決算年月	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり連結当期純利益	27.00円	110.32円
1株当たり配当額	25.00円	30.00円
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)
実績連結配当性向	92.6%	27.2%
自己資本連結当期純利益率	17.8%	56.6%
連結純資産配当率	16.3%	15.5%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、各期の連結当期純利益を、自己株式控除後の期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数であります。
3. 連結純資産配当率は、配当金支払額を連結純資産（期首・期末の平均）で除した数であります。
4. 当社は2018年2月19日付で普通株式50株につき1株の割合で株式併合、2019年12月3日付で普通株式1株につき40,000株割合で株式分割を実施しております。1株当たり連結当期純利益につきましては、2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式数により算定しております。

5. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売されることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意:

この文書は記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。

なお、「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。また、本記者発表文に記載されている当社の計画、見積もり、予想その他の将来情報については、本記者発表文の作成時点における当社の判断又は考えに過ぎず、実際の当社の財政状態、経営成績その他の結果は、経済状態の変化、市場環境の変化及び他社との競合等により、本記者発表文から推測される内容と大きく異なることがあります。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。